令和元年度　第１回

上大野市民センター運営審議会

日　時　　令和元年７月18日（木）　14：00～

場　所　　水戸市上大野市民センター　多目的室

次　　第

１　開　　会

２　会長あいさつ

３　議　　題　　議長（市民センター条例第１２条第１項）

（１）平成３０年度事業報告及び使用状況について
（２）令和元年度運営方針及び重点目標（案）について
（３）令和元年度年間事業計画（案）について
（４）その他

４　閉　　会

水戸市上大野市民センター運営審議会委員名簿

任 期　平成30年4月1日～令和2年3月31日

職　名	氏　名	住　所	電　話	備　考
会　長	川 和 幸 男	[redacted]	[redacted]	住みよい上大野をつくる会役員
副会長	菊 池 正 彦	[redacted]	[redacted]	住みよい上大野をつくる会役員
委　員	森　久美子	[redacted]	[redacted]	上大野小学校長
委　員	野 上 泰 男	[redacted]	[redacted]	上大野小学校関係者評価委員
委　員	高野万里子	[redacted]	[redacted]	上大野女性会役員
委　員	横須賀美由紀	[redacted]	[redacted]	上大野小学校ＰＴＡ役員

（順不同敬称略）

（１）　平成３０年度　事業報告及び使用状況について

①事業報告

１．教養講座

〈１〉幸齢者大学

第一回	期　日	10月23日(火)　14：00～15：30
	内　容	開講式・足たっしゃ講座
	参加人数	14名
第二回	期　日	12月14日(金)　9：00～11：30
	内　容	実技「お飾りづくり」
	講　師	飛田　邦夫　先生
	参加人数	28名
第三回	期　日	3月7日（木）　14：00～15：30
	内　容	上大野高齢者大学閉講式 講演「脳トレ講演会・音楽コンサート」
	講　師	ふっし～＆まだか
	参加人数	39名

〈２〉女性学級

第一回	期　日	6月26日(火)　8：00～18：00
	内　容	開講式・移動学習　栃木県　那須方面「相田みつを那須ギャラリー」
	参加人数	27名
第二回	期　日	10月23日(火)　14：00～15：30
	内　容	講話　『足たっしゃ講座』
	参加人数	14名

第三回	期　日	12月18日（火）　13：30～15：30
	内　容	実習「プリザーブドフラワー」
	講　師	近藤　佳代子　先生
	参加人数	14名
第四回	期　日	2月1日（金）　10：00～13：00
	内　容	実習「料理教室」（女性学級閉講式）
	講　師	食生活改善推進委員
	参加人数	12名

２．共催事業

〈１〉家庭教育学級

第一回	期　日	7月31日（火）9：30～12：00
	内　容	「親と子の料理教室」
	講　師	屋代　孝子　先生
	参加人数	22名
第二回	期　日	8月1日（水）　9：30～11：30
	内　容	「夏休み子ども書道教室」
	講　師	安藤　沙都子　先生
	参加人数	9名
第三回	期　日	8月7日（火）10：00～10：45
	内　容	親と子のふれあい体験教室
	講　師	高橋　理恵　先生・檜山　八恵子　先生
	参加人数	29名
第四回	期　日	10月10日（水）14：15～14：50
	内　容	家庭教育講演会　（上大野小学校）
	講　師	比留間　範之　先生
	参加人数	16名

第五回	期　日	11月19日（月）10：00～10：45
	内　容	親と子のふれあい体験教室
	講　師	高橋　理恵　先生・檜山　八恵子　先生
	参加人数	33名
第六回	期　日	2月13日（水）13：10～14：00
	内　容	講話　『歯と口の健康と生活習慣病の予防』　（上大野小学校）
	講　師	学校歯科医　海老澤　弘起　先生
	参加人数	19名

〈2〉その他

1. 第57回上大野地区市民運動会

期　日	10月7日（日）8：30～15：00
参加人数	1800名

2. 上大野地区市民歩く会及び千波湖スポーツフェスティバル

期　日	10月14日(日)　8：00～12：00
参加人数	47名

3. 第38回水戸郷土かるた上大野学区大会

期　日	1月20日（日）8：30～12：30
参加人数	Aブロック　21名（低学年　3名×7チーム） Bブロック　21名（高学年　3名×5チーム，2名×3チーム）

4. 第38回水戸郷土かるた中央大会

期　日	2月16日（土）水戸市総合運動公園　体育館
参加人数	Aブロック　3名（低学年　3名×1チーム） Bブロック　3名（高学年　3名×1チーム）

5. 第25回生涯学習ふれあい上大野まつり

期　日	2月17日（日）9：00～14：30
内　容	芸能発表 定期講座クラブ・一般サークル （小学校児童・カラオケ･フラダンス・民謡・ダンス・吟詠詩舞・舞踊・楽器演奏・ピアノ演奏）他 作品展示会 定期講座クラブ・一般サークル （小学校児童・籐工芸･生花･パッチワーク・書道･手編･ペン習字・七宝焼・洋蘭）他
参加人数	350名

②　平成30年度市民センター利用状況報告書

利用団体、時間帯、曜日、室別

（平成30年4月～平成31年3月）

月　別	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		合計		利用団体，時間帯，曜日，部屋別利用割合	
区　分	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数　%	人数　%
市民センター	15	138	21	187	22	186	23	212	14	139	20	160	22	185	22	202	20	172	20	157	22	545	23	223	244	2,506	28.98%	22.95%
社教団体	3	43	5	141	3	38	3	21	2	38	3	114	2	40	3	98	5	176	3	34	2	30	2	17	36	790	4.28%	7.23%
市・県	6	107	5	108	7	164	8	152	6	108	8	171	7	156	10	369	8	166	6	203	7	131	5	104	83	1,939	9.86%	17.76%
その他	49	636	47	521	40	482	46	557	39	483	38	477	43	489	31	391	36	366	32	417	37	399	41	467	479	5,685	56.89%	52.06%
合計	73	924	78	957	72	870	80	942	61	768	69	922	74	870	66	1060	69	880	61	811	68	1105	71	811	842	10,920	100%	100%
午前	30	329	29	310	31	381	30	327	21	277	29	380	35	375	33	483	31	427	24	301	30	284	31	285	354	4,159	42.04%	38.09%
午後	19	274	21	233	22	286	29	350	18	201	17	166	17	204	13	252	19	217	21	320	22	264	22	290	240	3,057	28.50%	27.99%
夜間	21	292	23	349	18	196	19	242	21	284	21	351	19	251	17	255	17	218	13	159	13	190	17	230	219	3,017	26.01%	27.63%
午前～午後	3	29	5	65	1	7	2	23	1	6	2	25	3	40	3	70	2	18	3	31	3	367	1	6	29	687	3.44%	6.29%
午後～夜間																									0	0	0.00%	0.00%
午前～夜間																									0	0	0.00%	0.00%
合計	73	924	78	957	72	870	80	942	61	768	69	922	74	870	66	1060	69	880	61	811	68	1105	71	811	842	10,920	100%	100%
月曜日	13	122	14	144	12	122	15	162	9	89	12	133	15	142	13	180	14	178	11	95	11	97	13	103	152	1,567	18.05%	14.35%
火曜日	14	170	12	146	11	155	14	202	10	126	11	133	12	157	13	254	11	139	11	198	11	144	11	138	141	1,962	16.75%	17.97%
水曜日	12	126	18	211	13	115	14	151	13	170	12	132	17	230	11	167	14	132	13	147	15	180	15	187	167	1,948	19.83%	17.84%
木曜日	6	87	10	214	7	107	10	130	9	156	10	217	9	132	6	142	6	121	9	100	9	121	6	99	97	1,626	11.52%	14.89%
金曜日	8	126	6	39	9	78	9	56	8	69	7	75	3	19	7	108	6	60	5	63	6	62	8	93	82	848	9.74%	7.77%
土曜日	13	127	9	79	12	174	11	97	7	78	12	157	12	91	12	141	13	115	8	84	7	48	13	113	129	1,304	15.32%	11.94%
日曜日	7	166	9	124	8	119	7	144	5	80	5	75	6	99	4	68	5	135	4	124	9	453	5	78	74	1,665	8.79%	15.25%
合計	73	924	78	957	72	870	80	942	61	768	69	922	74	870	66	1060	69	880	61	811	68	1105	71	811	842	10,920	100%	100%
ホール	47	689	46	608	41	591	45	605	36	473	44	708	39	529	40	804	43	636	36	591	43	881	45	603	505	7,718	59.98%	70.68%
和室	4	30	4	46	30	266	1	16	0	0	1	20	3	38	0	0			1	25	2	30	0	0	46	471	5.46%	4.31%
会議室	21	190	26	281	1	13	32	286	25	295	23	179	29	279	24	230	25	229	22	176	21	162	24	187	273	2,507	32.42%	22.96%
調理室	1	15	2	22			2	35	0	0	1	15	3	24	2	26	1	15	2	19	2	32	2	21	18	224	2.14%	2.05%
合計	73	924	78	957	72	870	80	942	61	768	69	922	74	870	66	1060	69	880	61	811	68	1105	71	811	842	10,920	100%	100%

月　別	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		合計		利用団体，時間帯，曜日，部屋別利用割合	
図書室		1		4		0		0		2		1		1		1				3		1		3		17		0.00%

（２）令和元年度　水戸市上大野市民センター運営方針及び重点目標

運　営　方　針

近年，人口減少社会や超高齢社会の到来をはじめ，都市化の進展，価値観の多様化，生活圏の拡大など，市民を取り巻く状況は大きく変化している。

こうした状況にあっても，市民が安心して暮らし，幸せを感じられるまちを形成していくためには，今後ますます地域コミュニティ活動と生涯学習活動の推進が必要となる。

上大野市民センターにおいては，地域コミュニティ活動の拠点として，その継続や発展に向けた支援に努めるとともに，生涯学習活動の拠点として，その充実や成果を活かす環境づくりに努め，さらには，東日本大震災での経験を踏まえ，地域防災活動の拠点としての機能充実を図っていくものとする。

重　点　目　標

第１　地域コミュニティ活動の支援

1　地域コミュニティ活動の自立支援

地域自らが地域の将来像や課題を共有し，特色のある地域づくりや課題の解決に向け作成した上大野地区コミュニティプランに基づく活動ができるよう，地域コミュニティ活動の自立を支援する。

2　地域コミュニティ推進体制の充実・連携強化

(1) 住みよい上大野をつくる会の組織の充実・強化

魅力ある町内会づくりを支援し，行事等への参加を促進しながら，住みよい上大野をつくる会の組織の充実・強化を図る。

(2) 後継者育成の推進

地域コミュニティ活動に関連する研修会の実施等により，地域を支えるリーダーや中堅幹部の育成を図る。

(3) 地域コミュニティに関する制度や活動状況等の情報提供

地域コミュニティに関する制度や地域の活動状況を広く知らせることは，住みよい上大野をつくる会への加入促進にもつながることから「ふれあい上大野」や回覧板，広報みと等を活用し，広く地域住民に情報を提供する。

3　市民センターの機能充実

上大野市民センターにおける様々な活動環境の一層の充実に向け，利用状況や地域の実情等を的確に把握し，施設の機能充実を図る。

4　地域防災活動との連携

災害発生時の初動対応については，地域における防災組織が重要な役割を担うものであることから，平常時より，地域での防災訓練への支援，地域における災害リスクや連絡体制の確認を行うなど，防災対策委員会や水戸市防災・危機管理課との連携を図る。

第２　生涯学習活動の推進

１　学習機会の充実

生涯学習活動の拠点である上大野市民センターにおいては，「個人の要望」する学習による生きがいづくりを進めるとともに，家庭教育への支援や青少年の健全育成，超高齢社会への対応などの「社会の要請」に応じた現代的課題を取り扱った学習機会の提供に努める。

また，上大野市民センターの一般教養講座・教室・クラブ等，みと好文カレッジの事業を総称した『みと弘道館大学』が市民に親しまれ，生涯学習が市民のライフスタイルに定着し，生涯にわたって学び続けることができるような学習機会の提供に努める。

(1) 市民ニーズを捉えた学習機会の提供

市民の学習ニーズを把握し，健康で生きがいのある充実した人生を送ることができるよう，生涯学習のきっかけづくりを図るとともに，それぞれの世代に合った学習機会の提供に努める。

(2) 現代的課題を取り扱った講座の開催

変化の激しい社会情勢に対応していくために，女性学級，幸齢者大学等の講座に現代的課題を取り扱ったテーマを組み入れるなどの手法により，地域課題を主体的に捉える学習機会の充実に努める。

(3) 家庭教育学級（ふれあい学級）等の開催

家庭は，子どもが基本的な生活習慣，生活能力，人に対する信頼感，豊かな情操，思いやりや善悪の判断，自立心や自制心，社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割がある。

これまでの家庭教育学級の内容に加え，家庭が本来果たすべき役割を見つめ直し，親の役割，子どもの心の理解，しつけなど家庭での教育について考え，学び合う家庭教育学級を上大野小学校等と連携して開催する。

２　学習の成果を活かす環境づくり

生涯学習の成果がボランティア活動や地域づくりに活かせるよう支援するとともに，地域内の人材の掘り起こしを進め，地域の活性化や特色あるまちづくりにつながっていくよう環境づくりに努める。

(1) 地域資源の活用推進

市内には，歴史的な資産や史跡をはじめ博物館，歴史館などの文化施設，学校や大学などの物的資源やそれぞれの施設に所属する職員などの人的資源があり，豊かな地域資源に恵まれている。このような地域にある資源を活用した事業を開催するとともに，生涯学習の振興に取り組む機関や団体との連携を図りながら，地域資源の有効活用に努める。

(2) 学習活動の成果を発表する場の提供

上大野市民センターを会場に開催している講座の展示会や発表会など，学習の成果を発表する場を提供することにより，学習者同士の交流を拡大させ，新たなネットワーク構築に努める。

(3) 学習の成果を地域活動に活かす仕組みづくり

生涯学習の成果をボランティア活動や地域活動に活かすことは，地域の活性化に大いに役立つものと期待されている。上大野市民センターで学んだ市民が，その成果を地域コミュニティ活動につながるよう人材の育成と活用に努める。

(4) 事業評価に基づく事業の推進

上大野市民センターの講座や事業に参加した市民が，日常生活の中で学習の成果をどのように活かし，また，地域の中でどれだけ活動に関わっているのかなど，事業の成果を自己評価し，効果的な事業運営に努める。

３　学校，家庭，地域の連携の強化

学校，家庭，地域が目標を共有し，それぞれが連携して地域社会全体の教育力の向上に努める。

上大野市民センターにおいては，それぞれをつなぎ結ぶ地域拠点としての機能を十分発揮する。

(1) 次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む

学校，家庭，地域が相互に連携を図りながら，様々な形で異年齢集団との交流や大人と接する事業など，子どもたちが直接体験する場を提供し，社会全体で次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む活動の推進に努める。

(2) 社会全体で支える家庭教育

子どもたちが健全に成長していくためには，良好な家庭環境や社会環境を整える必要がある。そのために，家庭の教育力の向上だけでなく，学校，家庭，地域が一体となって子どもたちの成長を温かく見守りながら，家庭教育を社会全体で支える仕組みづくりに努める。

（３）令和元年度　事業計画（案）について

月	日	主催事業	日	関連事業(住みよい上大野をつくる会等)
4			24	女性会　総会
5			16	住みよい上大野をつくる会　総会
			21	花苗配布（ベコニア）
6			12	花苗配布（サルビア・マリーゴールド・アゲラタム）
			16	地区球技大会
			25	女性学級開講式・移動学習
7			上旬	地区花壇コンクール
			7	那珂川水系クリーン作戦
			30	親子料理教室
8	2	家庭教育学級（夏休み書道教室）		
	7	親子ふれあい教室		
9			1	地区敬老会
10	中旬	女性学級　講習	6	東部ブロック球技大会
	中旬	幸齢者大学講習	13	市民運動会
11	中旬	親子ふれあい教室	1	お楽しみ食事会
	中旬	家庭教育学級　講習会	10	地区歩く会
			12	防災訓練
			22	防災対策視察研修会
12	上旬	女性学級実技　リースづくり		
	13	幸齢者大学　お飾りづくり		
1	下旬	女性学級　閉講式（料理教室）	中旬	地区郷土かるた大会
2	中旬	家庭教育学級　講習会	中旬	中央地区郷土かるた大会
			16	ふれあい上大野まつり
3	上旬	幸齢者大学閉講式兼講演	上旬	花苗配布（パンジー）

○水戸市市民センター条例（抜粋）

（趣旨）

第１条　この条例は，地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第１項の規定に基づき，市民センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　市民と行政との協働により，地域におけるコミュニティ活動及び生涯学習活動を推進するため，市民センターを別表のとおり設置する。

（事業）

第３条　前条に規定する市民センター（以下「センター」という。）は，次の各号に掲げる事業を行う。

(1)　地域コミュニティ活動の支援に関すること。

(2)　生涯学習活動の推進に関すること。

(3)　前２号に掲げるもののほか，設置目的の達成に必要な事業に関すること。

（使用の許可）

第４条　センターを使用しようとする者は，市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも，また，同様とする。

２　市長は，管理上必要があると認めるときは，前項の規定による許可に条件を付すことができる。

（使用の不許可）

第５条　市長は，次の各号のいずれかに該当する場合は，センターの使用を許可しないことができる。

(1)　公の秩序を乱し，又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2)　施設又は設備を損傷し，又は滅失するおそれがあるとき。

(3)　営利を目的として施設を使用するおそれがあるとき。

(4)　特定の政党の利害に関する事業を行い，又は公私の選挙について特定の候補者を支持するおそれがあるとき。

(5)　特定の宗教を支持し，又は特定の教派，宗派若しくは教団を支援するおそれがあるとき。

(6)　前各号に掲げるもののほか，管理上支障があるとき。

（権利譲渡等の禁止）

第６条　第４条第１項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は，許可を受けた目的以外にセンターを使用し，又はその使用の権利を譲渡し，若しくは転貸してはならない。

（使用の許可の取消し等）

第７条　市長は，使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は，許可を取り消し，又は使用を中止させ，若しくは制限することができる。この場合において，使用者に損害が生ずることがあっても，市長は，その責めを負わない。

(1)　第５条各号のいずれかに該当するとき。

(2)　許可の条件に違反したとき。

(3)　この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

（原状回復等）

第８条　使用者は，その使用を終わったとき，又は前条の規定により使用することができなくなったときは，自己の費用をもって直ちに整備し，原状に復さなければならない。

２　使用者が前項の規定による義務を履行しないときは，市長において自らこれを執行し，その費用を使用者から徴収する。

（損害賠償等）

第９条　故意又は過失により施設，設備等を損傷し，又は滅失した者は，これを原状に復し，又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし，市長が特別の理由があると認めるときは，この限りでない。

（市民センター運営審議会）

第10条　センターの運営等に関する事項について，市長又は水戸市教育委員会の諮問に応じて審議するため，センターごとに市民センター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織等）

第11条　審議会は，市民活動団体の役職員，学校教育，社会教育及び家庭教育の関係者並びに学識経験者のうちから，市長が委嘱する６人以内の委員をもって組織する。

２　委員の任期は，２年とする。ただし，補欠により委嘱された委員の任期は，前任者の残任期間とする。

３　審議会に，委員の互選により会長及び副会長を置く。

４　会長は，審議会の会務を総理する。

５　副会長は，会長を補佐し，会長に事故あるとき，又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。

（会議）

第12条　審議会は，会長が招集し，会長は，会議の議長となる。

２　審議会は，委員の２分の１以上の出席がなければ開くことができないものとし，審議会の議事は，出席委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

（庶務）

第13条　審議会の庶務は，市民協働部において行う。

（平27条例９・一部改正）

（委任）

第14条　この条例の施行について必要な事項は，規則で定める。

（１）　平成３０年度　事業報告及び使用状況について

①事業報告

１．教養講座

〈１〉幸齢者大学

第一回	期　日	10月23日(火)　14：00～15：30
	内　容	開講式・足たっしゃ講座
	参加人数	14名
第二回	期　日	12月14日(金)　9：00～11：30
	内　容	実技「お飾りづくり」
	講　師	飛田　邦夫　先生
	参加人数	28名
第三回	期　日	3月7日（木）　14：00～15：30
	内　容	上大野高齢者大学閉講式 講演「脳トレ講演会・音楽コンサート」
	講　師	ふっし～＆まだか
	参加人数	39名

〈２〉女性学級

第一回	期　日	6月26日(火)　8：00～18：00
	内　容	開講式・移動学習　栃木県　那須方面「相田みつを那須ギャラリー」
	参加人数	27名
第二回	期　日	10月23日(火)　14：00～15：30
	内　容	講話　『足たっしゃ講座』
	参加人数	14名

第三回	期　日	12月18日（火）　13：30～15：30
	内　容	実習「プリザーブドフラワー」
	講　師	近藤　佳代子　先生
	参加人数	14名
第四回	期　日	2月1日（金）　10：00～13：00
	内　容	実習「料理教室」（女性学級閉講式）
	講　師	食生活改善推進委員
	参加人数	12名

２．共催事業

〈１〉家庭教育学級

第一回	期　日	7月31日（火）9：30～12：00
	内　容	「親と子の料理教室」
	講　師	屋代　孝子　先生
	参加人数	22名
第二回	期　日	8月1日（水）　9：30～11：30
	内　容	「夏休み子ども書道教室」
	講　師	安藤　沙都子　先生
	参加人数	9名
第三回	期　日	8月7日（火）10：00～10：45
	内　容	親と子のふれあい体験教室
	講　師	高橋　理恵　先生・檜山　八恵子　先生
	参加人数	29名
第四回	期　日	10月10日（水）14：15～14：50
	内　容	家庭教育講演会　（上大野小学校）
	講　師	比留間　範之　先生
	参加人数	16名

第五回	期　日	11月19日（月）10：00～10：45
	内　容	親と子のふれあい体験教室
	講　師	高橋　理恵　先生・檜山　八恵子　先生
	参加人数	33名
第六回	期　日	2月13日（水）13：10～14：00
	内　容	講話　『歯と口の健康と生活習慣病の予防』　（上大野小学校）
	講　師	学校歯科医　海老澤　弘起　先生
	参加人数	19名

〈2〉その他

1. 第57回上大野地区市民運動会

期　日	10月7日（日）8：30～15：00
参加人数	1800名

2. 上大野地区市民歩く会及び千波湖スポーツフェスティバル

期　日	10月14日(日)　8：00～12：00
参加人数	47名

3. 第38回水戸郷土かるた上大野学区大会

期　日	1月20日（日）8：30～12：30
参加人数	Aブロック　21名（低学年　3名×7チーム） Bブロック　21名（高学年　3名×5チーム，2名×3チーム）

4. 第38回水戸郷土かるた中央大会

期　日	2月16日（土）水戸市総合運動公園　体育館
参加人数	Aブロック　3名（低学年　3名×1チーム） Bブロック　3名（高学年　3名×1チーム）

5. 第25回生涯学習ふれあい上大野まつり

期　日	2月17日（日）9：00～14：30
内　容	芸能発表 定期講座クラブ・一般サークル （小学校児童・カラオケ･フラダンス・民謡・ダンス・吟詠詩舞・舞踊・楽器演奏・ピアノ演奏）他 作品展示会 定期講座クラブ・一般サークル （小学校児童・籐工芸･生花･パッチワーク・書道･手編･ペン習字・七宝焼・洋蘭）他
参加人数	350名

②　平成30年度市民センター利用状況報告書

利用団体、時間帯、曜日、室別

（平成30年4月～平成31年3月）

月　別	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		合計		利用団体，時間帯，曜日，部屋別利用割合	
区　分	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数　%	人数　%
市民センター	15	138	21	187	22	186	23	212	14	139	20	160	22	185	22	202	20	172	20	157	22	545	23	223	244	2,506	28.98%	22.95%
社教団体	3	43	5	141	3	38	3	21	2	38	3	114	2	40	3	98	5	176	3	34	2	30	2	17	36	790	4.28%	7.23%
市・県	6	107	5	108	7	164	8	152	6	108	8	171	7	156	10	369	8	166	6	203	7	131	5	104	83	1,939	9.86%	17.76%
その他	49	636	47	521	40	482	46	557	39	483	38	477	43	489	31	391	36	366	32	417	37	399	41	467	479	5,685	56.89%	52.06%
合計	73	924	78	957	72	870	80	942	61	768	69	922	74	870	66	1060	69	880	61	811	68	1105	71	811	842	10,920	100%	100%
午前	30	329	29	310	31	381	30	327	21	277	29	380	35	375	33	483	31	427	24	301	30	284	31	285	354	4,159	42.04%	38.09%
午後	19	274	21	233	22	286	29	350	18	201	17	166	17	204	13	252	19	217	21	320	22	264	22	290	240	3,057	28.50%	27.99%
夜間	21	292	23	349	18	196	19	242	21	284	21	351	19	251	17	255	17	218	13	159	13	190	17	230	219	3,017	26.01%	27.63%
午前～午後	3	29	5	65	1	7	2	23	1	6	2	25	3	40	3	70	2	18	3	31	3	367	1	6	29	687	3.44%	6.29%
午後～夜間																									0	0	0.00%	0.00%
午前～夜間																									0	0	0.00%	0.00%
合計	73	924	78	957	72	870	80	942	61	768	69	922	74	870	66	1060	69	880	61	811	68	1105	71	811	842	10,920	100%	100%
月曜日	13	122	14	144	12	122	15	162	9	89	12	133	15	142	13	180	14	178	11	95	11	97	13	103	152	1,567	18.05%	14.35%
火曜日	14	170	12	146	11	155	14	202	10	126	11	133	12	157	13	254	11	139	11	198	11	144	11	138	141	1,962	16.75%	17.97%
水曜日	12	126	18	211	13	115	14	151	13	170	12	132	17	230	11	167	14	132	13	147	15	180	15	187	167	1,948	19.83%	17.84%
木曜日	6	87	10	214	7	107	10	130	9	156	10	217	9	132	6	142	6	121	9	100	9	121	6	99	97	1,626	11.52%	14.89%
金曜日	8	126	6	39	9	78	9	56	8	69	7	75	3	19	7	108	6	60	5	63	6	62	8	93	82	848	9.74%	7.77%
土曜日	13	127	9	79	12	174	11	97	7	78	12	157	12	91	12	141	13	115	8	84	7	48	13	113	129	1,304	15.32%	11.94%
日曜日	7	166	9	124	8	119	7	144	5	80	5	75	6	99	4	68	5	135	4	124	9	453	5	78	74	1,665	8.79%	15.25%
合計	73	924	78	957	72	870	80	942	61	768	69	922	74	870	66	1060	69	880	61	811	68	1105	71	811	842	10,920	100%	100%
ホール	47	689	46	608	41	591	45	605	36	473	44	708	39	529	40	804	43	636	36	591	43	881	45	603	505	7,718	59.98%	70.68%
和室	4	30	4	46	30	266	1	16	0	0	1	20	3	38	0	0			1	25	2	30	0	0	46	471	5.46%	4.31%
会議室	21	190	26	281	1	13	32	286	25	295	23	179	29	279	24	230	25	229	22	176	21	162	24	187	273	2,507	32.42%	22.96%
調理室	1	15	2	22			2	35	0	0	1	15	3	24	2	26	1	15	2	19	2	32	2	21	18	224	2.14%	2.05%
合計	73	924	78	957	72	870	80	942	61	768	69	922	74	870	66	1060	69	880	61	811	68	1105	71	811	842	10,920	100%	100%

月　別	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		合計		利用団体，時間帯，曜日，部屋別利用割合	
図書室		1		4		0		0		2		1		1		1				3		1		3		17		0.00%

（２）令和元年度　水戸市上大野市民センター運営方針及び重点目標

運　営　方　針

近年，人口減少社会や超高齢社会の到来をはじめ，都市化の進展，価値観の多様化，生活圏の拡大など，市民を取り巻く状況は大きく変化している。

こうした状況にあっても，市民が安心して暮らし，幸せを感じられるまちを形成していくためには，今後ますます地域コミュニティ活動と生涯学習活動の推進が必要となる。

上大野市民センターにおいては，地域コミュニティ活動の拠点として，その継続や発展に向けた支援に努めるとともに，生涯学習活動の拠点として，その充実や成果を活かす環境づくりに努め，さらには，東日本大震災での経験を踏まえ，地域防災活動の拠点としての機能充実を図っていくものとする。

重　点　目　標

第１　地域コミュニティ活動の支援

1　地域コミュニティ活動の自立支援

地域自らが地域の将来像や課題を共有し，特色のある地域づくりや課題の解決に向け作成した上大野地区コミュニティプランに基づく活動ができるよう，地域コミュニティ活動の自立を支援する。

2　地域コミュニティ推進体制の充実・連携強化

(1) 住みよい上大野をつくる会の組織の充実・強化

魅力ある町内会づくりを支援し，行事等への参加を促進しながら，住みよい上大野をつくる会の組織の充実・強化を図る。

(2) 後継者育成の推進

地域コミュニティ活動に関連する研修会の実施等により，地域を支えるリーダーや中堅幹部の育成を図る。

(3) 地域コミュニティに関する制度や活動状況等の情報提供

地域コミュニティに関する制度や地域の活動状況を広く知らせることは，住みよい上大野をつくる会への加入促進にもつながることから「ふれあい上大野」や回覧板，広報みと等を活用し，広く地域住民に情報を提供する。

3　市民センターの機能充実

上大野市民センターにおける様々な活動環境の一層の充実に向け，利用状況や地域の実情等を的確に把握し，施設の機能充実を図る。

4　地域防災活動との連携

災害発生時の初動対応については，地域における防災組織が重要な役割を担うものであることから，平常時より，地域での防災訓練への支援，地域における災害リスクや連絡体制の確認を行うなど，防災対策委員会や水戸市防災・危機管理課との連携を図る。

第２　生涯学習活動の推進

１　学習機会の充実

生涯学習活動の拠点である上大野市民センターにおいては，「個人の要望」する学習による生きがいづくりを進めるとともに，家庭教育への支援や青少年の健全育成，超高齢社会への対応などの「社会の要請」に応じた現代的課題を取り扱った学習機会の提供に努める。

また，上大野市民センターの一般教養講座・教室・クラブ等，みと好文カレッジの事業を総称した『みと弘道館大学』が市民に親しまれ，生涯学習が市民のライフスタイルに定着し，生涯にわたって学び続けることができるような学習機会の提供に努める。

(1) 市民ニーズを捉えた学習機会の提供

市民の学習ニーズを把握し，健康で生きがいのある充実した人生を送ることができるよう，生涯学習のきっかけづくりを図るとともに，それぞれの世代に合った学習機会の提供に努める。

(2) 現代的課題を取り扱った講座の開催

変化の激しい社会情勢に対応していくために，女性学級，幸齢者大学等の講座に現代的課題を取り扱ったテーマを組み入れるなどの手法により，地域課題を主体的に捉える学習機会の充実に努める。

(3) 家庭教育学級（ふれあい学級）等の開催

家庭は，子どもが基本的な生活習慣，生活能力，人に対する信頼感，豊かな情操，思いやりや善悪の判断，自立心や自制心，社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割がある。

これまでの家庭教育学級の内容に加え，家庭が本来果たすべき役割を見つめ直し，親の役割，子どもの心の理解，しつけなど家庭での教育について考え，学び合う家庭教育学級を上大野小学校等と連携して開催する。

２　学習の成果を活かす環境づくり

生涯学習の成果がボランティア活動や地域づくりに活かせるよう支援するとともに，地域内の人材の掘り起こしを進め，地域の活性化や特色あるまちづくりにつながっていくよう環境づくりに努める。

(1) 地域資源の活用推進

市内には，歴史的な資産や史跡をはじめ博物館，歴史館などの文化施設，学校や大学などの物的資源やそれぞれの施設に所属する職員などの人的資源があり，豊かな地域資源に恵まれている。このような地域にある資源を活用した事業を開催するとともに，生涯学習の振興に取り組む機関や団体との連携を図りながら，地域資源の有効活用に努める。

(2) 学習活動の成果を発表する場の提供

上大野市民センターを会場に開催している講座の展示会や発表会など，学習の成果を発表する場を提供することにより，学習者同士の交流を拡大させ，新たなネットワーク構築に努める。

(3) 学習の成果を地域活動に活かす仕組みづくり

生涯学習の成果をボランティア活動や地域活動に活かすことは，地域の活性化に大いに役立つものと期待されている。上大野市民センターで学んだ市民が，その成果を地域コミュニティ活動につながるよう人材の育成と活用に努める。

(4) 事業評価に基づく事業の推進

上大野市民センターの講座や事業に参加した市民が，日常生活の中で学習の成果をどのように活かし，また，地域の中でどれだけ活動に関わっているのかなど，事業の成果を自己評価し，効果的な事業運営に努める。

３　学校，家庭，地域の連携の強化

学校，家庭，地域が目標を共有し，それぞれが連携して地域社会全体の教育力の向上に努める。

上大野市民センターにおいては，それぞれをつなぎ結ぶ地域拠点としての機能を十分発揮する。

(1) 次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む

学校，家庭，地域が相互に連携を図りながら，様々な形で異年齢集団との交流や大人と接する事業など，子どもたちが直接体験する場を提供し，社会全体で次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む活動の推進に努める。

(2) 社会全体で支える家庭教育

子どもたちが健全に成長していくためには，良好な家庭環境や社会環境を整える必要がある。そのために，家庭の教育力の向上だけでなく，学校，家庭，地域が一体となって子どもたちの成長を温かく見守りながら，家庭教育を社会全体で支える仕組みづくりに努める。

（３）令和元年度　事業計画（案）について

月	日	主催事業	日	関連事業(住みよい上大野をつくる会等)
4			24	女性会　総会
5			16	住みよい上大野をつくる会　総会
			21	花苗配布（ベコニア）
6			12	花苗配布（サルビア・マリーゴールド・アゲラタム）
			16	地区球技大会
			25	女性学級開講式・移動学習
7			上旬	地区花壇コンクール
			7	那珂川水系クリーン作戦
			30	親子料理教室
8	2	家庭教育学級（夏休み書道教室）		
	7	親子ふれあい教室		
9			1	地区敬老会
10	中旬	女性学級　講習	6	東部ブロック球技大会
	中旬	幸齢者大学講習	13	市民運動会
11	中旬	親子ふれあい教室	1	お楽しみ食事会
	中旬	家庭教育学級　講習会	10	地区歩く会
			12	防災訓練
			22	防災対策視察研修会
12	上旬	女性学級実技　リースづくり		
	13	幸齢者大学　お飾りづくり		
1	下旬	女性学級　閉講式（料理教室）	中旬	地区郷土かるた大会
2	中旬	家庭教育学級　講習会	中旬	中央地区郷土かるた大会
			16	ふれあい上大野まつり
3	上旬	幸齢者大学閉講式兼講演	上旬	花苗配布（パンジー）

○水戸市市民センター条例（抜粋）

（趣旨）

第１条　この条例は，地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第１項の規定に基づき，市民センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　市民と行政との協働により，地域におけるコミュニティ活動及び生涯学習活動を推進するため，市民センターを別表のとおり設置する。

（事業）

第３条　前条に規定する市民センター（以下「センター」という。）は，次の各号に掲げる事業を行う。

(1)　地域コミュニティ活動の支援に関すること。

(2)　生涯学習活動の推進に関すること。

(3)　前２号に掲げるもののほか，設置目的の達成に必要な事業に関すること。

（使用の許可）

第４条　センターを使用しようとする者は，市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも，また，同様とする。

２　市長は，管理上必要があると認めるときは，前項の規定による許可に条件を付すことができる。

（使用の不許可）

第５条　市長は，次の各号のいずれかに該当する場合は，センターの使用を許可しないことができる。

(1)　公の秩序を乱し，又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2)　施設又は設備を損傷し，又は滅失するおそれがあるとき。

(3)　営利を目的として施設を使用するおそれがあるとき。

(4)　特定の政党の利害に関する事業を行い，又は公私の選挙について特定の候補者を支持するおそれがあるとき。

(5)　特定の宗教を支持し，又は特定の教派，宗派若しくは教団を支援するおそれがあるとき。

(6)　前各号に掲げるもののほか，管理上支障があるとき。

（権利譲渡等の禁止）

第６条　第４条第１項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は，許可を受けた目的以外にセンターを使用し，又はその使用の権利を譲渡し，若しくは転貸してはならない。

（使用の許可の取消し等）

第７条　市長は，使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は，許可を取り消し，又は使用を中止させ，若しくは制限することができる。この場合において，使用者に損害が生ずることがあっても，市長は，その責めを負わない。

(1)　第５条各号のいずれかに該当するとき。

(2)　許可の条件に違反したとき。

(3)　この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

（原状回復等）

第８条　使用者は，その使用を終わったとき，又は前条の規定により使用することができなくなったときは，自己の費用をもって直ちに整備し，原状に復さなければならない。

２　使用者が前項の規定による義務を履行しないときは，市長において自らこれを執行し，その費用を使用者から徴収する。

（損害賠償等）

第９条　故意又は過失により施設，設備等を損傷し，又は滅失した者は，これを原状に復し，又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし，市長が特別の理由があると認めるときは，この限りでない。

（市民センター運営審議会）

第10条　センターの運営等に関する事項について，市長又は水戸市教育委員会の諮問に応じて審議するため，センターごとに市民センター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織等）

第11条　審議会は，市民活動団体の役職員，学校教育，社会教育及び家庭教育の関係者並びに学識経験者のうちから，市長が委嘱する６人以内の委員をもって組織する。

２　委員の任期は，２年とする。ただし，補欠により委嘱された委員の任期は，前任者の残任期間とする。

３　審議会に，委員の互選により会長及び副会長を置く。

４　会長は，審議会の会務を総理する。

５　副会長は，会長を補佐し，会長に事故あるとき，又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。

（会議）

第12条　審議会は，会長が招集し，会長は，会議の議長となる。

２　審議会は，委員の２分の１以上の出席がなければ開くことができないものとし，審議会の議事は，出席委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

（庶務）

第13条　審議会の庶務は，市民協働部において行う。

（平27条例９・一部改正）

（委任）

第14条　この条例の施行について必要な事項は，規則で定める。